

牧之原市多目的体育館
指定管理者募集要項

令和4年1月

牧之原市

目次

1 基本的事項	1
(1)募集の目的	1
(2)新体育館設置の目的	1
(3)施設の名称及び所在地等	1
(4) 施設の概要	1
(5) 管理区分	2
2 候補者の事業期間等	2
(1)候補者の指定	2
3 指定管理者の指定及び期間等	3
(1)指定管理者の指定	3
(2)指定管理の期間	3
(3)会計年度	3
4 施設管理・運営の基本方針	3
(1)施設管理方針	3
(2)施設運営方針	4
5 管理の基準	4
(1)基本的事項	4
(2)関係法令等の遵守	5
(3)環境配慮の推進	5
6 業務の範囲	6
(1)「候補者」が行う業務	6
(2)「指定管理者」が行う業務	6
7 施設の管理運営に関する費用等	7
(1)指定管理者の収入として認められるもの	7
(2)指定管理者の管理運営経費として認められるもの	7
(3)指定管理料について	8
(4)管理口座・区分経理について	8
8 施設の進捗管理について	8
(1)事業計画書等の提出	8

(2)事業報告書の作成及び提出	8
(3)市のモニタリング実施	9
(4)自己モニタリング等の実施	9
9 応募に関する事項	9
(1)募集及び選定等のスケジュール(予定)	9
(2)応募資格	9
(3)共同事業体でのグループ申請について	11
(4)募集手続き	11
10 指定管理者申請書等の作成について	13
(1)提出書類について	13
(2)提出書類一覧	14
11 協定等の締結について	15
(1)覚書の締結	15
(2)指定管理者の指定	15
(3)協定の締結に際し必要な事項	15
(4)協定が締結できないときの措置	15
12 公租公課の取り扱い	15
13 その他	15
(1)業務の継続が困難となった場合の措置	15
(2)議会の議決が得られなかった場合等の措置	16
(3)災害時等における避難所や避難場所としての機能	16
14 問い合わせ先	16

1 基本的事項

(1) 募集の目的

本募集の目的は、牧之原市（以下「市」という。）が建設を進めている（仮称）牧之原市多目的体育館（以下「新体育館」という。）について、建設前より民間が有する専門的知識や経営能力といった運営ノウハウを反映させ、より効果的、効率的に維持管理運営を行いやすい施設の建設を目指すため、指定管理候補者（以下「候補者」という。）として選定するものである。選定された候補者は、市が進める設計業務等に対して事業提案を行うなど、新体育館整備の検討・準備に積極的に参画するとともに、市内事業者等と積極的な連携を図りながら新体育館管理運営の準備を行うものとする。選定にあたり、参加を希望する事業者に対し、応募の条件等を示すものである。

なお、本募集において選定された候補者は、牧之原市議会（以下、「市議会」という。）の議決後(令和6年1月を予定)より指定管理者として指定する予定である。

(2) 新体育館設置の目的

新体育館は、『牧之原市スポーツ推進計画』に掲げる「スポーツで健康なまちづくり」の理念のもと、新たな市のスポーツ中核施設として、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」を実現し、スポーツのみならず地域の交流拠点として利用することはもちろん、災害時には市の防災拠点としての機能を発揮することを目的とする。

(3) 施設の名称及び所在地等

名 称：（仮称）牧之原市多目的体育館
所在地：牧之原市須々木157番地（仮）
公共施設の種類：多目的体育館
設置者：牧之原市長 杉本 基久雄

(4) 施設の概要

項目	内容
敷地面積	約 35,300 m ² (建屋敷地及び防災広場)
建築面積	3,695.16 m ² （予定）
延べ面積	5,552.71 m ² （予定）
上水道	設置量水器φ50(予定)
下水道	なし(合併処理浄化槽方式)
都市ガス	なし(プロパンガス)
電力	高圧電力線引き込み(予定)

※施設屋内詳細については別表1 参照

(5) 管理区分

新体育館の敷地のうち、隣接する放射線防護施設及び関連する付帯施設、設備を除くすべてを指定管理の範囲とする。指定管理の対象範囲については、資料 1「指定管理対象区域図」のとおりとする。

2 候補者の事業期間等

候補者の意見反映に関する期間は、新体育館の実施設設計完了まで、維持管理運営を見据えた施設に対する意見等を牧之原市多目的体育館整備事業者（以下、「整備事業者」という。）に反映させる期間とする。

実施設計完了から指定管理開始までの期間については、別途市が整備する備品調達についての協議や業務従事者教育などの開業準備に関する期間とする。

項 目	期 間
候補者の決定及び覚書の締結	令和 4 年 5 月（予定）
設計業務意見反映(候補者)	令和 4 年 5 月～令和 4 年 8 月（予定）
開業準備期間(候補者)	令和 4 年 9 月～令和 6 年 2 月（予定）
指定管理者指定	令和 5 年 12 月（予定）（市議会議決後）
指定管理開始	令和 6 年 3 月（予定）

(1) 候補者の指定

候補者の指定については、牧之原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年 10 月 11 日条例第 111 号）、及び施行規則（平成 18 年 3 月 23 日規則第 1 号）並びに、牧之原市附属機関設置条例（平成 27 年 3 月 25 日条例第 4 号）及び牧之原市指定管理者選定委員会規則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 30 号）に基づき、選定を行う。

その後、市は候補者と維持管理運営に関する意見反映、並びに開業準備を円滑に実施するための基本的事項を定める覚書を双方協議のうえ締結する。

3 指定管理者の指定及び期間等

(1) 指定管理者の指定

新体育館供用開始までに市議会の議決を経て、正式に指定管理者として指定する。

市議会での議決が得られない場合、または議決を得るまでの間に指定管理者として指定することが著しく不適当と認められた場合は、指定管理者として指定しない場合がある。

なお、指定期間としての開始日は供用開始日をもって指定管理業務を正式に開始するものとする。

(2) 指定管理の期間

指定管理の期間は令和6年3月（予定）から令和16年3月までの10年間の期間とする。また、新体育館の整備スケジュールによっては、指定管理の開始時期が変更となる場合がある。その場合は、開業の準備期間を延長するものとし、指定管理の開始に備えるものとする。

なお、指定管理期間の5年目において中間評価を実施する。評価の結果、管理を指定することが著しく困難となった場合は指定を取り消す場合があり、改善が必要な場合は別途市が指示する場合がある。

(3) 会計年度

新体育館の管理運営業務に係る会計年度は、毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。

4 施設管理・運営の基本方針

新体育館の管理運営方針については、「牧之原市多目的体育館整備基本計画」に示している。

施設の管理運営においては、「する」、「みる」、「ささえる」の視点におけるスポーツを充実させるとともに、市民の健康づくりやスポーツのきっかけづくり、地域とのつながりを充実させる必要がある。

また、ユニバーサルデザインを取り入れ、障がいの有無にかかわらず、利用者が利用しやすく気軽に集える魅力ある施設としての運営が重要である。さらに、有事の際の地域防災拠点として、多様なニーズに柔軟に対応した安心安全な施設を提供することができ、かつ普段の利用においては良質なサービスが提供できるような管理運営体制が構築されていることが重要である。

これらを基に、以下の方針を目指すものとする。

(1) 施設管理方針

①省エネルギー化の推進

新体育館はZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）施設認証を目標に整備を進めている。可能な限り、再生可能エネルギーの利用などにより省エネルギー化を図り、施設のランニングコスト低減を実現し、将来にわたって負担の少ない施設を目指す。

②計画的な維持・保全の確立

施設・設備情報を一元管理し、施設の基幹部分に関して事後保全を招かないように適切な点検・保守に努め、計画的に補修や設備更新等を行うとともに、常に効率的な施設運営ができるよう検証を行いながら、管理コストの最適化を図る。

また、維持・保全に係る資金調達についても積立金の検討や定期的な予算措置、配分を行い、適切な管理計画を策定する。

(2) 施設運営方針

①市民の「する」スポーツを推進する

新体育館は、市民や一般利用者が生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、市民スポーツ活動や健康づくりを支援する施設として運営を行い、それぞれの年代における関心やニーズに対応した機会の提供に努める。

また、施設を効率的かつ効果的に使用し、競技スポーツに捉われず、既存の体育館ではできないプログラムの提供など、幅広い事業展開を目指す。

②市民の「みる」スポーツを推進する

新体育館は、実際に活動する運動、競技スポーツのためだけでなく、来場者がスポーツに触れる機会の提供に努め、スポーツに関する情報や映像発信など、施設を最大限に利用した来場者の「みる」を支える施設運営を目指す。

③市民の「ささえる」スポーツを推進する

新体育館は、上記の「する」、「みる」利用者はもちろん、そのスポーツを「ささえる」利用者を支援する環境の提供として、利用者が競技力向上のための体力トレーニングや健康のための体力づくりを応援できる施設を目指す。

また、身体面だけでなく、メンタル面や栄養面など様々な角度から機会を提供する施設を目指す。

5 管理の基準

(1) 基本的事項

指定管理者は、施設利用者等における利用の安全・安心の確保、施設の保全、管理運営を業務運営の基本とし、施設の設置目的を実現し、かつ施設機能を最大限に発揮させるため指定管理業務を効果的・効率的に実施する。

業務の詳細については、6「業務の範囲」で示すほか、別紙「業務仕様書」を参照すること。

（２）関係法令等の遵守

業務の執行に当たっては、次の関連する法令等を遵守し、また、常に最新のものを適用すること。なお、下記に記載が無くとも、業務を行うにあたり適用される関係法令及び関係条例、施行令、施行規則等がある場合は遵守すること。

- ①地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ②労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ③スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）
- ④牧之原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
（平成 17 年 10 月 11 日条例第 111 号）
- ⑤牧之原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
（平成 18 年 3 月 23 日規則第 1 号）
- ⑥牧之原市個人情報保護条例（平成 17 年 10 月 11 日条例第 8 号）
- ⑦牧之原市個人情報保護条例施行規則（平成 17 年 10 月 11 日規則第 11 号）
- ⑧牧之原市情報公開条例（平成 17 年 10 月 11 日条例第 7 号）
- ⑨牧之原市情報公開条例施行規則（平成 17 年 10 月 11 日規則第 10 号）
- ⑩牧之原市暴力団排除条例（平成 24 年 6 月 29 日条例第 18 号）
- ⑪今後制定予定の新体育館設置条例及び施行規則
- ⑫その他関係法令等

（３）環境配慮の推進

市では、令和 3 年 1 月 8 日に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050 年に温室効果ガスまたは二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指している。また、4（１）①のとおり、新体育館は ZEB 認証施設を目標に整備を進めており、指定管理者は新体育館の能力を最大限に発揮させる維持管理運営を行い、脱炭素、省エネルギー化への取り組みに協力すること。

そして、市の重点施策である、第 2 次牧之原市環境基本計画の取り組みを踏まえ、自らが行う事業活動において、省エネルギーや省資源化に可能な限り取り組むとともに規制を受ける環境関係法令等を確実に遵守し、環境負荷の低減に努めること。

6 業務の範囲

本募集により選定後、市議会の議決を経て「指定管理者」として指定されるまでの期間は、「候補者」として、市が進める設計業務等に積極的に参画する。また、市民や各団体等との積極的な連携を図りながら、新体育館の管理運営に係る事項の検討や各種調整、準備を行うものとする。

また、「指定管理者」に指定後は、施設の管理運営等に関する業務を行うものとする。

(1) 「候補者」が行う業務

「候補者」が行う業務は次のとおりとする。なお、候補者の期間について行う業務に要する人件費や事務費等の費用負担については、候補者の負担とする。

- ①維持管理運営に係る実施設計協議への参画
- ②屋内施設の利用方法についての検討・準備
- ③トレーニングルーム等の運営方法についての検討・準備
- ④提案事業についての検討・準備
- ⑤その他施設の管理運営に関する検討・準備
- ⑥専用ホームページ及び予約システム構築に関する協議、開設業務
- ⑦広報・告知に関する検討・準備・実施
- ⑧管理運営計画及び事業計画(収支計画含む)に関する検討・準備
- ⑨市内事業者等との連携に関する検討・準備及び協議
- ⑩業務実施に向けて必要となる備品、資機材等の調達に関する協議・検討・準備及び調達
- ⑪その他指定管理業務の実施に向けて必要となる検討・準備

(2) 「指定管理者」が行う業務

「指定管理者」が行う業務としては、新体育館の運営に関する業務や施設及び設備等の維持管理に関する業務等がある。基本的な事項については下記のとおりとする。詳細については「業務仕様書」に定めるほか、候補者選定後に、市と協議のうえ、決定するものとします。

(ア) 本施設の管理運営に関する業務

- ・予約・受付・案内・トラブル対応業務
- ・利用料金収納業務及び還付対応業務
- ・自主事業実施運営業務
- ・警備・防犯・防火に関する業務
- ・緊急時・災害時初動対応業務及び支援業務

(イ) 本施設の機能維持に関する業務

- ・維持管理体制の構築
- ・建築物保守点検業務

- ・建築設備保守点検業務
- ・備品等保守点検業務
- ・環境・衛生管理業務（外構保全業務を含む）
- ・修繕・更新業務

(ウ) その他業務

- ・年間事業計画書及び年間事業報告書の作成及び報告
- ・日報及び月報の作成及び報告
- ・業務評価に関する業務
- ・指定管理期間満了時の引継ぎ等に関する業務
- ・その他日常業務の調整
- ・他団体との連携
- ・その他、市長が必要と認める業務

7 施設の管理運営に関する費用等

新体育館の利用料金及び事業収入等を自らの収入とし、新体育館の管理運営に要する経費に充てることとする。事業収入等で賄うことができない部分について、市は年度毎に指定管理者からの事業計画及び収支計画に基づき協議を行ったうえで、指定管理料を支払うものとする。

(1) 指定管理者の収入として認められるもの

- ①利用料金収入
- ②指定管理者が自ら企画する各種事業の収入（スポーツ教室等）
- ③その他の収入（自動販売機やプロスポーツ、合宿による収益等）

また、新体育館の管理運営に要する維持管理費（水道光熱費等を含む）等の経費は、市が支払う指定管理料、施設を管理運営することにより得た事業収入等をもって指定管理者が負担するものとする。

(2) 指定管理者の管理運営経費として認められるもの

- ①事業費（各種事業の実施に要する経費等）
- ②施設運営費（光熱水費等）
- ③施設維持管理費（修繕料等）
- ④人件費
- ⑤機械設備等の保守点検
- ⑥その他の経費

（３）指定管理料について

指定管理料の額については、原則、候補者が指定管理料（参考価格）の提案をすることとし、覚書締結後、基本協定締結までに、市と候補者の間で協議を行い、指定管理料を決定する。指定管理料の決定は当該年度予算の可決後、年度協定の締結により確定するものとする。指定管理料の範囲については、別紙「業務仕様書」を参照すること。

指定管理料は、会計年度毎（４月１日～翌年３月３１日）に指定管理者の請求に基づき支払うが、精算は行わないものとし、経費の最終的な不足分は指定管理者の負担とする。

なお、自主事業等により収益が上がるが見込まれる場合には、管理運営に係る経費を指定管理料から減額する。また、急激な社会情勢の変化や著しい物価の変動などが生じた場合、市と指定管理者は双方協議により指定管理料を決定するものとする。

供用開始前に係る経費については支払わないものとする。

（４）管理口座・区分経理について

指定管理業務に係る経費及び収入は、指定を受けた団体が指定を受けた時点で開設している口座とは区分し、新たに別の口座を開設し、管理すること。

また、指定管理業務に係る経費は、その他業務に係る経理と区分して管理するものとする。

８ 施設の進捗管理について

市は、新体育館の管理の適正を期すため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期または必要に応じて報告を求め、実地に調査し、または必要な指示を行うものとする。

報告及び必要な進捗管理の方法については以下のとおりとする。

（１）事業計画書等の提出

指定管理者は年度開始前に当該年度に係る次の書類を市に提出すること。

- ① 管理運営業務実施計画書
- ② 管理運営業務収支予算書
- ③ 指定管理者の事業全般に係る事業計画書及び収支予算書
- ④ 管理運営業務の安全管理に係る計画書
- ⑤ その他市長が必要と認めるもの

（２）事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、毎年度終了後 40 日以内に新体育館に関する以下の事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出すること。ただし、年度途中において指定を取り消された場合、その取り消された日から起算し 20 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- ① 管理業務の実施状況
- ② 利用状況
- ③ 管理経費の収支状況
- ④ その他、市長が別に定める事項

(3) 市のモニタリング実施

管理運営業務が適正に運営されているか、市が定期または必要に応じて確認を行うものとする。また、確認のために必要となる資料等の提出を求めた場合、対応可能なように常に整理し保存しておくものとする。

(4) 自己モニタリング等の実施

指定管理者は、新体育館においてアンケート調査を実施するなど、施設利用者から管理運営に関する意見を毎年度1回以上聴取するとともに、管理運営の状況に関して定期的に確認し、自己評価を行うこと。また自己評価の結果は毎年度終了後、事業報告書とともに提出すること。自己モニタリングの結果を踏まえ、管理運営の状況について、市は自己モニタリングの結果及びヒアリングなどを行い、改善を指示する場合がある。

9 応募に関する事項

(1) 募集及び選定等のスケジュール（予定）

内 容	時 期
募集要項等の公表	令和4年1月14日(金)
質問の受付	令和4年1月14日(金)から1月31日(月)まで
質問への回答	令和4年2月18日(金)（予定）
指定管理申請書の受付	令和4年2月24日(木)から2月28日(月)まで
プレゼンテーション	令和4年4月（予定）
審査結果の通知	令和4年4月（予定）
覚書の締結	令和4年5月（予定）

(2) 応募資格

- ①法人もしくはその他の団体（以下「法人等」という。）または法人等の共同事業体（以下「共同事業体」という。）は応募申請を行うことができるが個人は応募することができない。
- ②市において、令和3・4年度有効である物品等の製造・販売・役務の提供等入札参加資格を有していること。登録がない場合は、事前に登録手続きを完了させること。参加資格の登録は随時受付とする。
- ③施設の管理運営に必要とされる業務従事者確保、初期出資金の調達が可能であること。また、本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ④施設管理について体育施設管理士など専門の資格を有する人材が確保されていること。

⑤体育施設（スポーツ施設）の管理運営について10年以上の実績を有すること。（共同事業体の場合は少なくとも1者以上が実績を有すること。）

⑥労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること。

⑦2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと。受けている場合には必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであり、是正された事項について改善されていること。

⑧地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、市または他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消されたことがない、または取り消し後3年以上経過していること。

⑨次のア～コ的事项に該当しないこと。

（ア）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により一般競争入札等の参加を制限されている法人等。

（イ）地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により過去に市または他の地方公共団体から指定を取り消されてから3年を経過しない法人等。

（ウ）市より入札参加資格停止措置の対象となっている法人等。

（エ）過去3年間、国税または地方税を滞納している法人等。

（オ）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生または再生手続きを行っている法人等。

また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に本業務を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しない法人等。

（カ）地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条または第180条の5第6項の規定に抵触する法人等

（キ）牧之原市指定管理者選定委員会の委員が、当該法人等の役員等をしている法人等。

（ク）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である法人等。

（ケ）暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から3年を経過しないもの（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人。

（コ）代表者又は役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうち、次のいずれかに該当するものがある法人等。

・法律行為を行う能力を有しないもの

・破産者で復権を得ないもの

・禁固以上の刑を処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないもの

・暴力団の構成員等

(3) 共同事業体でのグループ申請について

サービスの向上または効率的運営を図るうえで必要な場合は、共同事業体でのグループ申請が可能である。グループ申請の場合は名称を設定し、代表企業を選定のうえ、入札参加資格を得たうえで応募すること。

(ア)共同事業体に9 (2) ⑨ (ア) ～(コ)に該当する法人等が含まれる場合は応募することができない。

(イ)共同事業体を構成する法人等（以下「構成企業」という。）は単独で応募することはできない。

(ウ)複数の共同事業体において、同時に構成企業になることはできない。

(エ)代表企業及び構成企業の変更は、原則として認めない。

(オ)市及び利用者等に対する責任については、共同事業体のすべての構成企業が負う。

(カ)共同事業体を構成する場合は、市内に本店または事業所等を設置している法人等との結成に努める。

(キ)共同事業体を結成する場合は、市において令和3・4年度有効である物品等の製造・販売、役務の提供等入札参加資格をグループとして有していること。登録がない場合は、事前に登録手続きを完了させること。参加資格の登録は随時受付とする。

(4) 募集手続き

①募集要項等の公表

令和4年1月14日（金）午前9時（予定）

本申請に係る募集要項等について公表する。公表は市ホームページにおいて公表する。

<https://www.city.makinohara.shizuoka.jp>

②質問の受付及び回答

募集要項等に関する質疑の受付は、次の手順により行う。

(ア) 質疑の方法

質疑は、提案書等の作成に係る内容のみとし、評価及び審査に関する質疑については一切受け付けない。「質疑書」（様式第18号）に必要事項を記載のうえ、当該電子ファイルをメールにて送信すること。電子メールの件名には、「応募に関する質疑」と記載すること。

なお、電子メール送信後、速やかに着信確認の電話を行うこと。電話での着信確認の受付時間は、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時までとし、祝日、振替休日を除く日とする。

また、下記に示す受付期間に未着の場合は、質疑はないものとみなす。

(イ) 受付期間

令和4年1月14日（金）午前9時から令和4年1月31日（月）午後5時まで

(ウ) 送付先

牧之原市教育文化部スポーツ推進課

メール：sports@city.makinohara.shizuoka.jp

電 話：0548-53-2643

(工) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和4年2月18日（金）（予定）に市ホームページにて公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるものは公表しない。

③指定管理者申請書等の受付

指定管理者申請書等を下記の日程で受け付けるものとする。

(ア) 受付期間

令和4年2月24日（木）午前9時から令和4年2月28日（月）午後5時まで

(イ) 提出書類

「10 指定管理者申請書等の作成について」を参照すること。

(ウ) 提出方法

持参により提出すること。

(エ) 提出先

牧之原市教育文化部スポーツ推進課

(オ) 留意事項

ア 提出期限後に提出された指定管理者申請書等は受け付けない。

イ 提出書類の追加、再提出、差替え、内容変更は原則として認めない。ただし、誤字等の軽微な修正についてはこの限りではない。

ウ 提案に要する経費は応募者の負担とする。

エ 提出書類の著作権等は応募者に帰属する。ただし、市は指定管理者の決定の公表等必要な場合には提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

オ 申請者は法人等又は共同事業体の代表企業とする。

カ 共同事業体による申請の場合は、申請書提出までに事前に入札参加資格を有していること。

キ 市は、特に必要があると認めた場合、募集を延期・中止または取り消すことがある。

ク 市が提供した資料について、本募集に係る検討以外の目的で使用してはならない。

④提案の辞退

指定管理者申請書等を提出した法人等又は共同事業体が指定管理申請書等の提出を辞退する場合は、令和4年2月28日（月）午後5時までに、参加辞退届（様式第17号）をスポーツ推進課まで持参または郵送（特定記録郵便または簡易書留）により期日必着で提出すること。

⑤選定の手続き

候補者の選定に当たっては、牧之原市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の能力等を総合的に評価し、最も適当と認められる応募者を候補者として選定する。

次点候補者は選定しないものとする。

その後、正式な指定管理者として市議会からの議決を受けるまでの間、候補者としての業務内容等についての協議を行い、協議が整った段階で、覚書を締結する。

なお、候補者との協議が整わない場合には、協議を中止することとし、候補者の選定を取り消す。取り消されるまでに掛かった費用等について市はその責任を一切負わないものとする。最終的には、市議会の議決を経て、市で指定管理者を指定する。

(ア) プレゼンテーション（提案審査）

指定管理申請書等の書類に不備等がないか確認を行うとともに、申請書等の内容に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーションの詳細な実施日時、場所については、応募者に別途通知する。

(イ) 選定結果

選定委員会の審査結果に基づき、市は候補者を決定し、その結果について審査の対象となったすべての法人等に通知する。次点者の決定は行わない。

(ウ) 留意事項

ア 候補者として適当と認められる応募者がいないと選定委員会が判断した場合は、今回の応募手続きに基づく指定管理者の選定を行わない場合がある。

イ 審査結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じないものとする。

10 指定管理者申請書等の作成について

(1) 提出書類について

以下に記載する一覧表及び別紙様式集を参照し、指定管理者申請書・事業計画書等を作成し、持参にて指定する提出先へ提出すること。また、提出する書類は、一括してフラットファイルに整理してまとめ、項目ごとにインデックスを付け提出すること。

なお、提出する書類については、電子データでも所定のファイル形式で CD-R へ格納し、1 部提出すること。指定する様式の他、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

- ①使用する用紙は一覧表記載のサイズとし、横書き、左綴りとすること。
- ②正本は法人等の名称を記載するものとし、副本については申請者が特定できないよう匿名とすること。
- ③書類の作成に当たっては、その趣旨が十分に伝わるように具体的かつ簡潔な文章表現とすること。また、文章表現を補うために着色やイメージ図等を採用しても構わない。
- ④提出書類の作成に用いる言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とすること。
- ⑤各書式本文の文字は 10 ポイント以上とすること。(備考、コメント等を除く。)
- ⑥各提出書類の枚数は、様式を表紙に付けること。枚数に制限は設けないが、プレゼンテーションを実施する際に使用することを想定し、簡潔にわかりやすい内容とすること。
- ⑦提案書、計画書に係る様式については、書式、枚数ともに任意とするが、様式番号を付番すること。
- ⑧CD-R に格納するデータについては押印不要とする。格納するデータは一覧表中ファイル形式に記載のあるデータについて格納すること。

⑨提出部数に不要とあるのは、任意に使用する様式であり、添付書類として扱わなくてよい。

(2) 提出書類一覧

様式	書類名	提出部数	書式 サイズ	ファイル 形式	備考
様式第1号 (3条関係)	指定管理者申請書	正1副10	A4	不要	
様式第2号	法人等の概要書	正1副10	A4	PDF	
様式第3号	共同事業体構成企業概要書	正1副10	A4	PDF	共同事業体のみ
様式第4号	誓約書	正1副10	A4	PDF	
様式第5号	委任状	正1	A4	不要	該当時のみ
様式第6号	事業計画書	正1副10	A4	PDF	
様式第7号	収支計画書	正1副10	A4	PDF 及び Excel	
様式第8号	組織・業務体制表	正1副10	A4	PDF	
様式第9号	提案料金体系表	正1副10	任意	PDF 及び Excel	
様式第10号	施設予約システム提案書	正1副10	任意	PDF	
様式第11号	専用ホームページ提案書	正1副10	任意	PDF	
様式第12号	トレーニングルーム運営実施提案書	正1副10	任意	PDF	
様式第13号	自主事業提案書	正1副10	任意	PDF	
様式第14号	施設維持管理業務計画書	正1副10	任意	PDF	
様式第15号	環境対策計画書	正1副10	A4	PDF	
様式第16号	構成企業等連絡先一覧表	正1副10	A4	PDF	
様式第17号	参加届辞退書	不要	A4	不要	該当時のみ
様式第18号	質疑書	不要	A4	不要	該当時のみ

11 協定等の締結について

(1) 覚書の締結

市と候補者は、新体育館の指定管理者となることを前提として、双方協議の上、覚書を締結する。

(2) 指定管理者の指定

候補者は、指定管理を開始する前に牧之原市議会の議決を経て、正式に指定管理者として指定する。指定後、指定管理期間の全体に関する基本協定、年度毎に詳細を記した年度協定の2段階で協定を締結する。なお、締結日は供用開始日を基準とする。

(3) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し、必要な事項については、市と候補者が協議のうえ、定めることとする。また、協定に定めない事項、または協定の内容に疑義が生じた場合は、市と候補者との間で協議を行い決定する。

(4) 協定が締結できないときの措置

候補者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。その際、管理運営の準備のために支出した費用については一切補償しない。

- ① 正当な理由なく協定の締結に応じないとき
- ② 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

12 公租公課の取り扱い

指定管理者については、法人市民税、事業所税等の納税義務を負うものとする。

13 その他

(1) 業務の継続が困難となった場合の措置

指定管理者は、市が求める要求水準を下回った場合や業務の継続が困難となった場合、またはその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければならない。市はこれに対して、指導等を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善または修復することができなかった場合、市は指定管理業務契約を解除することができる。

指定管理者が倒産し、または指定管理者の財務状況が著しく悪化したため、指定管理業務契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合、市は事業者に対する催告を行うことなく契約を解除できるものとする。市が指定管理業務契約を解除した場合、指定管理者は市に生じた合理的損害を賠償するものとする。

その他、各々の責めに帰すべき事由が生じた場合は以下のとおりとする。

① 指定管理者の責めに帰すべき事由の場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難になった場合、市は指定の取り消しをすることができるものとする。その場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。

② 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力その他、市及び指定管理者いずれの責めにも期すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否について両方で協議を行うものとする。

協議の結果、業務の継続が困難と判断した場合、市は指定を取り消すことができるものとする。

(2) 議会の議決が得られなかった場合等の措置

市議会での議決が得られなかった場合は、覚書を解除し、候補者を指定管理者に指定しない。なお、候補者が申請に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については一切補償しない。

(3) 災害時等における避難所や避難場所としての機能

風水害や地震災害時などの際は、新体育館は大規模避難所施設として、また、原子力災害時には放射線防護施設として施設を使用することがある。被災状況によって、中部電力における災害復旧の拠点施設となる場合がある。災害時には、準備、運営などへのご理解とご協力をお願いするものである。

14 問い合わせ先

- (1) 担当部署 牧之原市教育文化部スポーツ推進課
- (2) 所在地 〒421-0592 静岡県牧之原市相良 275 番地
- (3) 電話 0548-53-2643
- (4) FAX 0548-53-2657
- (5) Mail sports@city.makinohara.shizuoka.jp